

知的財産に関する国際的な税と マネジメント上の課題

マネジメント第1委員会
第2小委員会*

抄 録 知的財産と税に関しては、従来は海外のグループ会社への技術供与や特許ライセンスに関連した移転価格税制については各企業でも対応をしてきたところであるが、主にライセンス部門での対応が中心と思われる。一方で、近年注目を浴び始めているパテントボックスについては、国によっては自社実施分による所得も適用対象となる場合もあり、特許の出願から自社実施の管理にまで関わる可能性のある制度でもある。このように、知的財産業務で税がかかわる範囲が広がりつつあるとの課題認識下で、本論説では、知的財産と税の関わり具合を理解するために、知的財産に関する税制の国際的な動向の概要を述べる。特に、パテントボックスについては、2013年の英国での導入を契機に注目されており知的財産と税の理解のための題材として取り上げ、さらにこれを例題として仮想的な企業をモデルに利用のシミュレーションを行う。シミュレーションを通じて得られた知的財産マネジメント上の課題と提言を述べる。

目 次

1. はじめに
2. 各国税制における知的財産に係る制度について
 2. 1 企業に係る税制の国際的な動向
 2. 2 各国の税制における知的財産に関する動向
 2. 3 欧米企業による具体例
 2. 4 各国のパテントボックスの概要
 2. 5 OECDによる租税回避への対応
3. 具体的なパテントボックスを例としたシミュレーション
 3. 1 英国のパテントボックス
 3. 2 モデルケースによるシミュレーション
 3. 3 制度上の問題点
4. 知的財産マネジメントの課題と提言
5. おわりに

1. はじめに

グローバル化の進展により、企業の管理部門、R&D部門、製造部門等の各種機能が各国に配

置されるようになっている。知的財産を生み出すR&D部門も技術分野の動向、市場となる国の事情に合わせた研究開発などのため、各国に配置されるようになっている。それに伴い、各国から生み出された知的財産の管理も単に知的財産が生み出された国で管理するのではなく、グローバルな視点で管理していく必要も出てくる。

そのように国を超えて知的財産管理を行うと、外国の税制のうち知的財産についても影響を受けることがある。それら税制の知的財産に関する制度は国ごとに異なり、さらに国家間での租税条約による個別的な取り決めもある。そのため各国の税制度を理解し、適切に対応していく必要がある。さらに、各国の税制は経済協力開発機構（OECD）などによる国際的な取り決めに影響を受けているので、国際的な動向も

* 2015年度 The Second Subcommittee, The First Management Committee

把握することは、知的財産マネジメント上の重要な課題と考える。

本論説では、まず税制における知的財産に関する制度の国際的な動向の概要を述べる。特に、知的財産活用段階で適用される税制の一つであるパテントボックスについて述べる。パテントボックスについては、2013年の英国での制度導入を契機に注目されており知的財産と税制の理解のための題材として取り上げる。さらに、具体的に英国のパテントボックスを例題とし、仮想的な企業をモデルに利用のシミュレーションを行う。シミュレーションを通じて得られた知的財産マネジメント上の課題と提言を述べる。

2. 各国税制における知的財産に関係する制度について

2.1 企業に関係する税制の国際的な動向

近年、日本企業はグローバル化を加速し、「物」だけでなく「サービス」についてもグローバルな経済活動が展開されている。以前は、国内の研究開発で知的財産を取得し、海外の子会社にはライセンス付与する形態が多かったが、昨今は他社が持つ技術やノウハウの獲得を目的としたM&Aや特許売買、あるいは積極的な海外展開から日本国内の研究所や工場を海外に移転し、そこから生まれた特許が増えており、知的財産でもグローバル化が進んでいる。

図1は、「日本企業での知的財産創造・活用において関係する日本の税制」をまとめたものである。グループ企業からの利益観点からみると、国内利益に対しては租税が、外国の競合企業（ライセンサー）やグループ企業からの利益移転に関しては租税条約に基づく税制が存在する。なお、グローバルな知的財産取引に関する税の概要と移転価格税制については、過去に知財管理誌で詳しく報告されている¹⁾のでそちらを参照されたい。

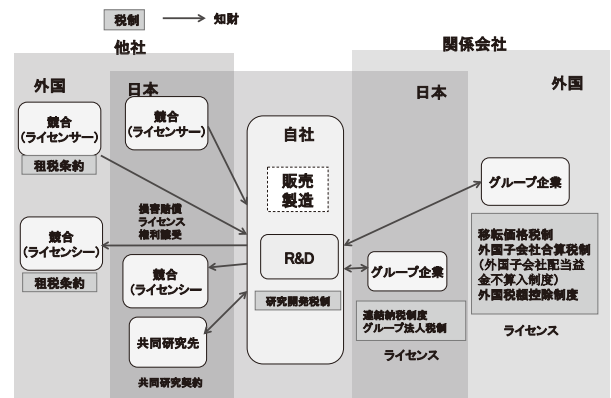


図1 企業での知財創造・活用において関係する日本の税制

図1を企業から見ると、研究所や工場の移転先として、第一に法人税の実効税率が低い国、さらには租税条約において二重課税の排除や移転価格税制、外国子会社合算税制（低税率の外国子会社に適用される）という点で有利な国が選択されやすいと思われる。

現在、日本はOECDに加盟し、租税条約は国際標準のOECDモデル租税条約に沿った規範が採用されており、ここには源泉地国（所得が生ずる国）の課税所得範囲の確定、居住地国における二重課税の排除（外国税額控除制度、外国子会社配当益金不算入制度）、税務当局間の相互協議や税務当局間の納税者情報交換・徴収共助が盛り込まれている。

OECD提言により各国は制度的にはOECDモデルに準ずる税制度ではあるが、国によっては海外からの投資のインセンティブを上げるため、法人税の実効税率を引き下げる傾向にある²⁾。日本の法人税率は米国について高い水準にある。日本は平成27年度改正（平成27年法律第9号 所得税法等の一部を改正する法律）において、法人実効税率を段階的に34.62%から31.33%（H28）まで引き下げる予定であるが、それでも米、仏に並び3番目の水準にある。

この傾向はアジアやアセアン諸国など新興国でも進んでおり、中国が25%、シンガポールでは17%になっている³⁾。

さらに、欧州ではこうした租税の引き下げ競争に留まらず、個別の優遇税制や個別の租税条約などにより、実質的な税負担の軽減を行っている。さらにOECDモデルに準じない国も存在する（タックスヘイブンと言われる国はその代表例）。グローバル企業によってはタックスヘイブンや海外子会社を使って知的財産権などの無形資産を利用し、税負担を軽減するタックス・プランニングを広く行っている例もある⁴⁾。

優遇税制の中には、高付加価値産業を呼び込む、あるいは海外流出を防ぐことによる雇用創出、研究開発の成果物である知的財産の創出・活用を促すなどの効果をうたう制度もある。代表的な例がパテントボックスで、欧州で開発・生産・販売を行っている多国籍企業にはこの制

度を利用している企業もある⁵⁾。

2.2 各国の税制における知的財産に関する動向

グローバル化による生産拠点及びR&D拠点の海外展開や海外企業へのM&Aに伴い、複数国（海外拠点）で生じた知的財産の取扱いや活用は、各国独自の法規制（ロイヤリティ送金の上限規制）や税制度（移転価格税制のほか、パテントボックスや製造業向け優遇税制等の優遇税制）の影響を受けることになる。知的財産権を子会社から国境を超えた親会社へ帰属させる場合、子会社から国境を超えた親会社へロイヤリティを送金する場合は、移転価格税制を考慮し、各々の国の税務当局に対して一貫した説明

表1 各国の知的財産創出と活用に関する制度の背景とねらい

	英国	米国	ドイツ	オランダ	アイルランド
出願義務	×	○	×	×	×
PB	○	×	×	○	○
RD	○	○	×	○	○
背景	国内にイノベーションはあるが、事業拠点は海外に流出	国内に十分なイノベーションと市場がある	企業数の99.6%は中小企業だが、R&D支出の84%は大企業	国内に研究機関発のイノベーションや企業化は行われているが資金や雇用が不十分	給与水準が欧州の中では比較的低いEUに属し貿易、人の移動など自由度が高い
狙い	外資企業（投資）の誘致、国内企業の留置	租税回避による税源侵食抑止 知的財産の海外流出抑止	中小企業のR&Dを促進し経済を底上げ	外資投資の獲得・雇用創出・納税者（革新企業）の留置	企業の進出ハードルを下げ、外資導入によりハイテク企業誘致を促進
政策	PBで外資誘致（GSK）や投資獲得（自動車産業）	RD 知的財産移転課税（Exit Charge）で知的財産の海外流出抑止	対象を直接認定して補助金支援、知的財産国外移転税で知的財産流出抑止	RDとPBの紐づけインフラ整備（就労ビザの迅速発給、資本金0でも起業可）	RD, PB, 低法人税に加えハイテク人材育成制度、通信インフラを整備
評価	RDはあるが事業の海外流出懸念に有効と思われる	投資対象国として確固たる地位があるため、PBの必要性が薄いと思われる	中小企業のR&Dが未熟で知的財産が少ない場合に有効と思われる	RDはあるが企業が若く市場と雇用不足な場合に有効と思われる	大きな自由貿易圏に属しており、他国からの人材獲得も容易、人材レベルが高いが給与水準は比較的低い場合に有効と思われる

※出願義務は第1国出願義務を、PBはパテントボックスを、RDは研究開発段階の優遇税制を意味する。

が可能な適正価格を設定する必要がある。また各国の優遇税制は、各国独自の政策を反映した内容となっている。そのため、企業はこれらを知的財産管理の容易さ等の観点からだけではなく、税制を含めて総合的に判断して効果的に権利を維持・活用できるようになるのかを検討すべきと思われる。

いくつかの国の知的財産の創出と活用に関する制度の背景と狙いについて表1に示す。

2.3 欧米企業による具体例

税制度上の知的財産に関する制度を利用した動きとして、欧米企業による国際的三重非課税の問題がある。これは、多国籍企業がグループ会社間の取引により高課税国から低課税国に所得を移転させることで合法的に課税を回避するもので、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting 税源侵食と利益移転)の呼称で近年特に問題視されている⁵⁾。

これまで、多国籍企業による具体的な税源侵食スキームが米国・英国の議会公聴会で報告されているが、中でも代表的な「ダブルアイリッシュ&ダッチサンドイッチ」スキームについて簡単に記す(図2)。

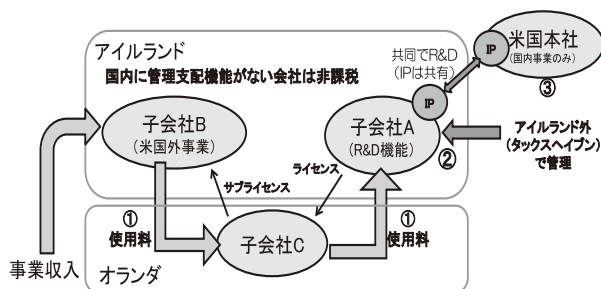


図2 ダブルアイリッシュ&ダッチサンドイッチ

- ・米国本社は、アイランドにR&D機能・知的財産のライセンス機能を有する子会社Aおよび米国外事業を行う子会社Bを、さらにオランダに知財のライセンス機能を有する子会

社Cを設立する。なお、子会社Aの管理支配はタックスヘイブンの国にて行われる。

- ・米国本社と子会社Aは、コストシェアリング契約を締結し、知財を共有する。子会社Aは子会社Cにライセンスを付与、さらに子会社Cから子会社Bにサブライセンスを付与する。
- ・子会社Bによる米国外での事業所得に対して、子会社B→子会社C→子会社Aのルートでロイヤルティが支払われる(①)。この時、アイランド-オランダ租税条約により、子会社Bから子会社Cを經由し子会社Aへのロイヤルティ支払には源泉税が徴収されない。
- ・アイランド税制上、国内に管理支配機能が無い子会社Aは非課税(②)。
- ・米国では子会社B→子会社C→子会社Aの流れは子会社A内の支店間のやり取りと見なせる制度を利用することにより、タックスヘイブン対策税制による米国本社との合算課税を避ける(③)。

上記スキームを用いることで米国企業は合法的に関係国において税を納めない状態とすることが可能となる。子会社Aに集めた利益は、子会社Aからグループの他事業へ投資するか、将来外国から米国への配当金が非課税となるなどの処置が実施されるまで子会社Aに保留する。なお、日本に本社がある企業では同様のことを行っても、日本のタックスヘイブン対策税制⁶⁾により日本の本社で課税される可能性が高い。

2.4 各国のпатентボックスの概要

патентボックスとは、特許等の知的財産から得られる所得に対し、軽減税率や課税所得の一部を控除する優遇措置のことである。海外企業の誘致や雇用の創出などを目的としてEU加盟国を中心に採用されており、英国、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、スペイン、ハンガリーなどの国で既に導入されている⁷⁾。

主要な国の制度の概要について表2に示す。

表2 各国の特許ボックスの比較

対象国	英国	オランダ	フランス	ベルギー	ルクセンブルク
導入年・改正年	2013	2007, 2010	2001, 2005, 2007, 2010	2007	2008
対象IP	英国知的財産庁または欧州特許庁に登録されている特許権, 植物品種保護権	特許権 (オランダ政府が認定した研究開発活動の成果であれば出願されていなくても可)	特許権, 特許性のある発明, 植物品種保護権, 製造工程	特許権	特許権, ソフトウェア, 商標権, 意匠権, ドメイン名
既存IPへの適用	可	2006年12月31日より後に発行又は取得の特許	可	2007年1月1日以降に認可又は商業的に初めて使用された特許	2007年12月31日より後に発行又は取得の特許
取得IPへの適用	更に開発・積極管理される場合に可	更に自己開発される場合に可	購入から2年後より可	取得後更に改良されていることが必要	直接関連会社からの取得でなければ可
研究開発場所	海外のグループ企業が研究開発を行った特許権でも特定の条件を満たせば適用可	納税者がリスク・費用を負担していれば海外でも可 (政府認定の研究開発の場合は国内)	海外でも可	納税者が所有する研究開発拠点であれば, 海外でも可	納税者の自己開発であれば海外でも可
IPの所有要件	法的な保有要件の他に経済的な受益権者も可	法的な保有	同左	同左	同左
対象所得	使用料 譲渡所得 製品販売所得	使用料 譲渡所得 組込み使用料	使用料 譲渡所得	使用料 組込み使用料	使用料 譲渡所得
対象所得適用税率	10%	5% (実効税率)	15%	6.8% (実効税率)	5.76% (実効税率)
法人税率	23%	25%	33.33%	33.99%	28.8%

(1) 対象となる知的財産について

対象となる知財 (表中ではIPと記載) の内容については英国, オランダ, ベルギーが特許権中心であるのに対し, ルクセンブルクは更に商標権, 意匠権も対象としており, 国によって差がある。オランダでは政府が認定した研究開発の成果であれば, 出願されていなくても対象となる。

他の企業から取得した知財については, 適用可能とする国が多いが, 取得後に更に自社で開発・改良することを条件としている国が多い。

このような国では, 単に取得した知財の維持管理だけを行っている様な場合は適用外となる。

対象となる知財の研究開発活動が自国内で行われることを要件としているのは, オランダ政府認定の研究開発の場合 (50%は自国内で行う必要あり) であり, それ以外では納税者の研究開発拠点で行われるのであれば, 海外でもよいとしている国が多い。ただし, これは対象となる知財の研究開発活動を自国内に制限した場合, EU条約に違反してしまうというEU加盟国ならではの制約があるからではないかと思われる。

(2) 知的財産所有要件について

納税者が法的に知財を保有していることが要件であるが、グループ会社保有の知財や取得した知財については開発に経済的に関わっていること（費用やリスクの負担）や能動的に知財の実施を管理していること、引き続き開発等を行っていることを要件とする国もある。

(3) 対象所得について

納税者が所有する知財について第三者に実施許諾して得た使用料や、知財を譲渡して得た所得を対象とすることが多いが、英国、オランダ、ベルギーでは更に特許権を使用した製品を販売して得られた所得も対象としている。製品の売上から得た所得の中には使用料相当の所得が含まれていると考え（組み込み使用料）、この使用料相当額を対象所得としているのがオランダ、ベルギーである。一方英国では製品の一部に特許権が使用されている場合でもその製品全体の売上から得た所得を対象とする点で異なっている。

2. 5 OECDによる租税回避への対応

2. 3節で記したように、多国籍企業による低税率国・優遇税制・租税条約等を組合せることによる租税回避ないし節税が近年各国で問題となっている。これを受けて、OECDでは、「税源侵食及び納税回避を狙った人為的な利益移転（BEPS）」に歯止めをかけるための国際的な課税ルールを設定すべく、G20との共同プロジェクトを2012年6月から進めてきた（以下「BEPSプロジェクト」）。BEPSプロジェクトでは、2015年までに対処すべき15項目を定めた行動計画を定めていた⁸⁾。

BEPSプロジェクト行動5「有害な税制上の慣行に対応する」では、その対象にパテントボックスを挙げている⁹⁾。行動5のワーキンググループ（「有害税制フォーラム」）は、2015年10

月5日に行動5を含むBEPSプロジェクトの最終報告書パッケージ（以下「BEPS最終報告書」）を公表した¹⁰⁾。BEPS最終報告書（行動5）の概要を下記に記すが、既存の各国のパテントボックスは改正が必要との評価がされており、今後各国制度が変更される可能性がある。

1) パテントボックスの有害判定

パテントボックスが現実的な活動（注、以下に述べる「実質的な活動」と同義）をひきつけるなら、ある国の成長とイノベーションを支援するのに有益でありうる。しかし、もし当該税制が、価値が実際に創造された場所から低率で課税されうる場所へ利益を移転することを企業に促すだけのものであれば、それは有害でありうる。

2) 「実質的な活動」の要件定義

BEPS最終報告書は、パテントボックスを含む優遇税制の有害判定基準を「実質的な活動」を伴うかに求め（伴う場合は無害）、パテントボックスにおける「実質的な活動」要件として「ネクサス（つながり）アプローチ」を採用。同アプローチは、パテントボックスは研究開発活動を促進することを以って成長を促し雇用を発展させることを目的としたものであるとの認識のもと、「実質的な活動」の有無は、当該知的財産の活用者による当該知財の創出費用の負担に紐づけられるべきとするものである。知財の創出時すなわち「前工程」に対応する研究開発税制に対して、パテントボックスは活用すなわち「後工程」に対応するであると報告書では整理されている。

3) 「ネクサスアプローチ」とは

ネクサスアプローチとは、納税者自身が行う研究開発の規模に応じて優遇税制の適用を受ける収入を求めるもので、以下の計算式に基づき、「税の恩恵を受ける収入」（優遇税率が適用される対象収入）を決定する。

$$\frac{\text{適格IPの開発にかかった適格費用}}{\text{適格IPの開発にかかった全体費用}} \times \frac{\text{適格IPから生じる適格収入}}{\text{適格収入}} = \text{税の恩恵を受ける収入}$$

この式中の用語の意味は以下のとおりである。「適格納税者」とは、居住者企業、外国企業の国内PE (Permanent Establishment, 恒久施設)、居住者企業の外国PEをいう。「適格IP」とは、特許及び特許と同等の知的財産（著作権で保護されるソフトウェア等）、でマーケティング関連のもの（商標等）は除くとしている。「適格費用」とは、適格納税者が負担した適格IP開発に直接関連する費用をいう（なお、関連者への開発委託費等は、自社開発費の30%を上限として含めることが可能）。「全体費用」とは、適格費用であるが、開発委託・IP取得費も100%加算される。「適格収入」とは、適格IPから稼得される収入（ロイヤリティ、売却益、製品販売収入等）をいう。

OECDの報告書では、パテントボックスを有する国は、2015年中に、ネクサスアプローチに対応するよう税制改正を開始することが勧告されている。その際の移行措置として、現行税制の新規適用受付は2016年6月30日迄、既存適用者に対する完全適用廃止は2021年6月30日迄の猶予期限を設けている。

4) 既存の各国パテントボックスの評価

BEPS最終報告書では、16カ国・地域のパテントボックスの評価結果が公表されている（ベルギー、中国、コロンビア、フランス、ハンガリー、イスラエル、ルクセンブルグ、ポルトガル、オランダ、スペイン、スペイン・バスク自治州、スペイン・ナバラ州、スイス、スイス・ニトヴァルデン準州、トルコ、イギリス）。そのいずれもが、全体として又は一部がネクサスアプローチに対応していない（改正等が必要）と評価された。有害税制フォーラムは、今後も、パテントボックスを含めた優遇税制の評価を継

続する予定である。

3. 具体的なパテントボックスを例としたシミュレーション

本章では、知的財産に関する税制の理解およびパテントボックスの理解のため英国制度を例にしたシミュレーションを行う。ここでは、あくまで税制と知的財産の関連を理解するための一例としてのシミュレーションに留めてあり、正確なものでは無いこと、更にパテントボックス利用の手引きや、手続きを網羅的に示すものではないことに留意されたい。また、OECDの報告をきっかけに今後制度の改正が予想されることから、このシミュレーション結果が将来もそのままではない可能性があることも留意されたい¹¹⁾。

3. 1 英国のパテントボックス

英国制度の詳細は参考文献^{5), 7), 12)}等に譲るが、具体的な仕組みと適用までの流れについては表2と図3のとおりである。特徴としては、もっとも最近実現された制度であり、特許中心ではあるが適用される対象所得の範囲については従来の欧州各国の制度の特徴がかなり含まれており、特に従来はライセンス料や知的財産の譲渡益など知的財産による直接的な収入が適用対象所得とされるのに対して、知的財産の自社実施分（特許を用いた製品の売上等）による所得も適用対象となることがある。

3. 2 モデルケースによるシミュレーション

英国制度について仮想企業をモデルにシミュレーションを行った。仮想とする企業は以下のとおりである（図4）。

本社が日本にあり、ある部品の製造販売を行っている。特許を持ち、英国子会社にライセンスしている。英国子会社では欧州向け部品の改良開発・製造・販売をしている。

パテントボックス税制の適用を受けることができるのは、下記の「条件」を満たした会社。「計算」の結果残った適用対象所得の法人税率は10%となる。

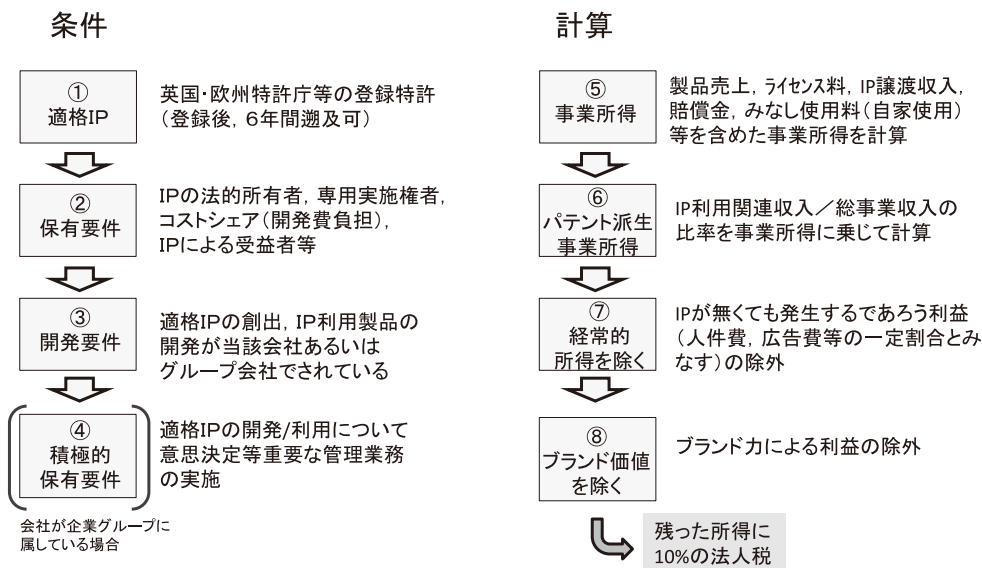


図3 英国制度の具体的な仕組みと適用までの流れ

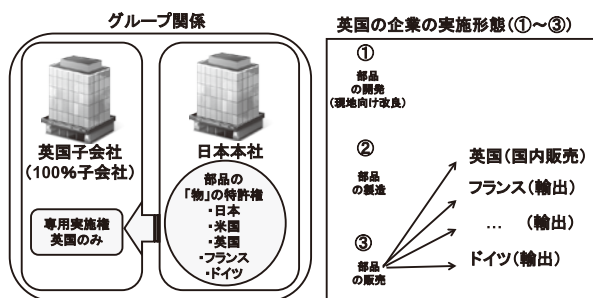


図4 仮想企業

実際に仮想企業の知的財産部門がこの制度を利用しようとした場合に必要になる業務を図5、図6に示す。

図5は主に英国子会社がパテントボックスを利用する適格要件を満たすかを判定する業務である。ここでは、当然のことながら、そもそも英国（適用対象となる欧州の国を含む）で登録された特許があるか（図3①）、英国子会社が当該特許による受益者であるか（図3②）、特許の開発とその活用及び維持管理に積極的に関与しているか（図3の③、④）を確認する。このためには、特許の管理だけでなく、日本本社

と英国子会社との間のライセンス契約や共同研究開発案件の管理、英国子会社との特許の活用、維持管理に関する意思決定の仕組みの構築とその実行と、記録の管理を常日頃行う必要があり、パテントボックスを利用するときにはそれらの情報が的確に集約されなければならない。図6は適用される知的財産所得の算出に関わる業務である。ここでは、対象となった特許がどの製品に使われ、どれだけの売上がどの国であったかを把握する必要がある。これも図5での業務と同様にそれら情報を社内での確に収集し、英国の税務当局に提出できるようにしておかなければならない。

英国子会社が英国に納める税金がどの程度減るのかについては、英国子会社の事業所得のうちどの程度がパテント派生事業所得となるかに依存するため一概には言えないが、対象となった所得については法人税が表2にあるとおり10%となる（通常は23%）。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

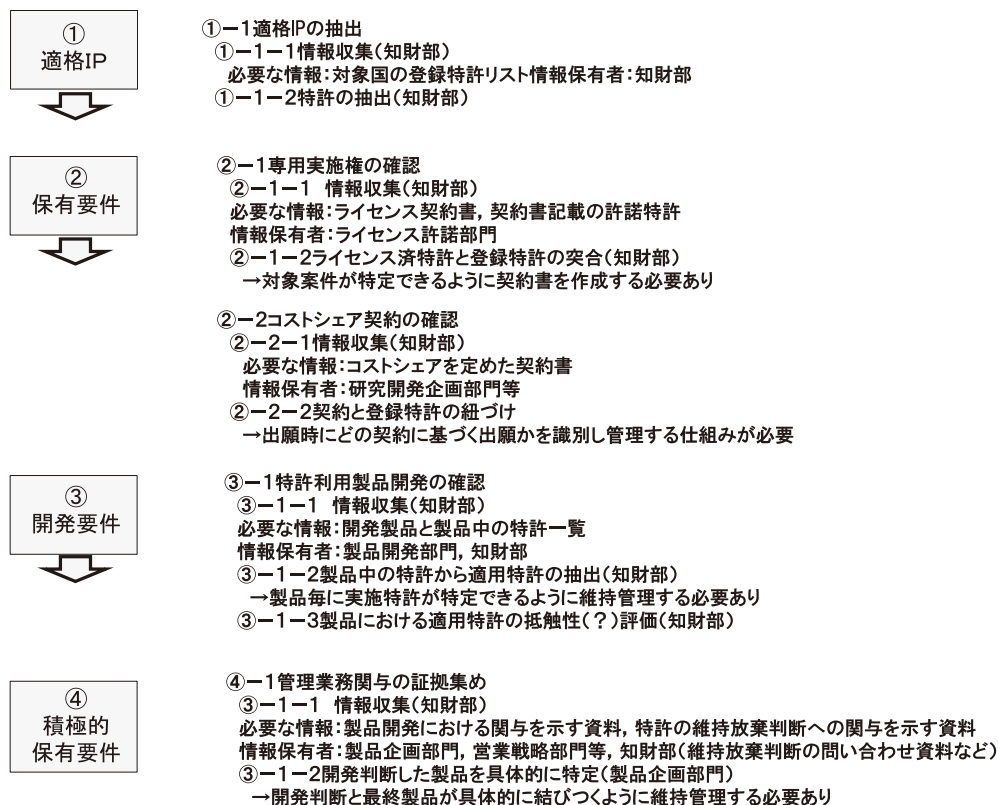


図5 英国子会社が制度を利用する適格要件を満たすかを判定する業務

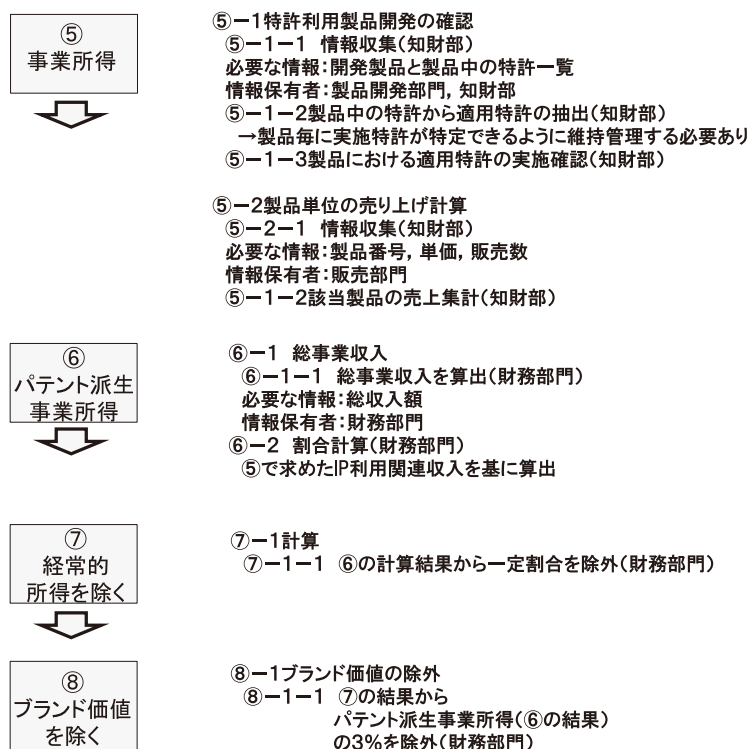


図6 適用される知財所得の算出に関わる業務

3. 3 制度上の問題点

シミュレーションの結果気づいた英国パテントボックスの制度的な問題点を図3のフローに簡単に補足する(図7)。パテントボックスはイノベーションを促進し企業の投資を促進することを目的としているとされているが、このような制度で本当に促進されるのかを疑問に思う読者もいるであろう。この点については、これまで記したとおり、どのような特許でも適用対象となること、それが英国内で発明されたものでなくてもよいこと、製品に1件でも特許があれば適用対象となることから、企業が英国内にこの制度があることを理由に積極的にR&D機能等を配置する動機付けにはなりにくいと思われる。現行制度のままではイノベーション促進の効果はそれほどではないと思われる。

4. 知的財産マネジメントの課題と提言

本論説では、各国の税制で知的財産に関する動向(欧米企業の動向を含む)と、具体的な例としてパテントボックスをとりあげ、それを実際に適用する場合のシミュレーションを行っ

た。その過程で①各国を含めた税制の基礎知識が必要であること、②制度利用にあたって適格要件を満たすために英国子会社との間を含めた社内の体制、仕組みを整える必要があること、③創出された知的財産と研究開発費とのリンク付も将来必要になる可能性があることが、分かった。これらの課題について以下の対応を取っていくことが重要であると考えます。

提言(1) 知財税制の基礎知識を持った部員の育成

税の世界と知的財産の世界とをつなぐ役割をする国際税制の基礎知識を持った知的財産部員を育てるべきである。税制度への具体的な対応や実務については、会計事務所などの専門家にまかせるべきである。税制度は国ごとに異なり、複雑でもあり変更も多い。不十分な知識での安易な行動は違法行為となる恐れもある。ただし、これまで記したような知的財産に関する税制は知的財産の知識の無い経理部門のみでは対処することができないと思われる。税の世界と知的財産の世界をつなぐためにも知的財産部門としても自社が事業を行っている主要な国における税制のうち、知的財産に関する制度の基本、

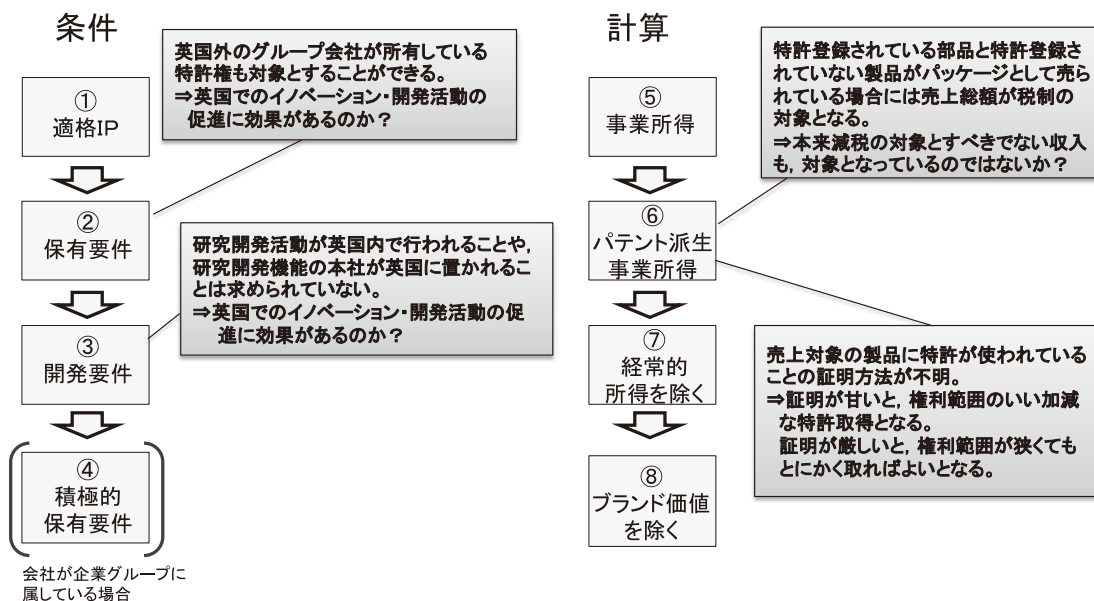


図7 英国制度の問題点(イノベーション促進の観点から)

特徴、注意すべき各国間の租税条約の内容、制度改正動向等の国際的な税制に関する基礎的なスキルが必要である。

提言(2) 社内体制・仕組みの構築

パテントボックスのように知的財産活用の結果の収入に対して優遇税制を受ける場合は、自社実施を含めて知的財産が活用されている製品とその販売国、該当国での売り上げを正確に把握する必要がある。そのための社内の仕組みを整える必要がある。仕組みとしては、営業部門、製造部門などと製品単位(完成品だけでなく、その部品も販売するのであればその単位になる)で上記の売上情報を共有できるような仕組みが必要である。上記部門から情報提供を受けるか、知的財産部もそのような売上情報を販売管理、製品管理のシステム等から得られるようにする必要がある。また、製品単位での特許が使用されているかを正確に把握しておく必要がある。製品のバージョンアップなども把握して情報を更新し続けていく必要がある。

提言(3) 研究費と知的財産の関連性の明確化

パテントボックスを利用する場合には、知的財産が生み出された研究開発費をきちんと特定できるようにしておく必要がある。OECDの報告にもあるとおり、パテントボックスは、研究開発費と知的財産を強くリンクさせることを要求する制度になっていくことが予想される。具体的な制度は各国において今後検討されるが、制度によっては活用される知的財産の単位で、これはどの国のどの研究開発テーマで生まれ、その研究開発費用はいくらであったか、正確に紐づけて把握しておく必要がある。研究開発部門と知的財産部門間で研究開発テーマの予算やその執行状況に関する情報とそのテーマに関する出願等の情報共有を密にしておく必要がある。

提言(4) 税制利用の評価

知的財産に関する税制の影響・効果の事前評価が重要である。パテントボックスのシミュレ

ーション結果および上記提言で記したように、特に優遇税制の活用には多くの労力が必要であり、また社内の仕組みも整えることを要する。これらのリソースをかけても優遇税制を利用する価値があるか否かを事前評価することが重要である。

5. おわりに

本論説では、知的財産に関わる国際的な税制の動向と欧米企業の動向を述べ、主にパテントボックスを例にその制度の分析と其中で浮かび上がった制度上の問題点と知的財産マネジメント上の課題、提言について述べた。

現状のパテントボックスについては、イノベーション促進にどの程度効果があるかは不明確と思われる。日本においては、単純に欧州各国と同じようなパテントボックスを導入しても、イノベーション促進については大きな効果は得られないと思われる。イノベーションを促進するためには、OECD報告でも述べているように、研究開発税制とパテントボックスを強くリンクさせることや、単に知的財産のライセンスではなく技術とセットにした場合に優遇される制度にするなど、具体的な技術活用を促進するような制度である必要がある。

知的財産マネジメント上の課題については、パテントボックスを適用する場合のシミュレーションで述べたように、知的財産部門として財務部門、営業部門、製造部門や会計事務所との連携、知的財産を生み出した研究開発リソースと対象となる知的財産の紐づけ、など新たに取り組むべき課題があることを示した。

ここ数年の円安などの影響により、企業の各機能を一部日本に回帰する動きもあるが、それでもグローバルに事業展開している限り国を超えて企業活動が行われ、それに伴いR&Dをはじめとする各種機能が国際的に配置される流れは変わらないだろう。

その動きに対応するためにも、知的財産部門として国際的な税制を理解し、そのための社内の仕組みを整えておくことが重要である。

本論説は、2014年度から2015年度のマネジメント第1委員会第2小委員会で検討した結果をまとめた。

メンバーは、2015年度は水戸道晴（小委員長 日本電信電話）、杉浦久則（小委員長補佐 パナソニック）、伊賀純子（富士フイルム）、大沢明美（日本曹達）、岡本貴洋（サントリーホールディングス）、荻野春奈（凸版印刷）、佐々木浩（住友理工）、澤田勝利（コニカミノルタ）、林季穂（住友大阪セメント）、小島誠（住友重機械工業）、長沢豊（フジクラ）である。なお、2014年度には佐藤健作（日本電気）、山本大祐（三井化学）、中山千里（バッファロー）が在席した。

なお、本論説の内容については公開情報や各種講演等をもとにしているが、入手したそれらの情報そのものの誤りや、内容の解釈、用語の使用形態、日本語訳、意味等に誤りがある可能性がある。内容に関しては改めてご自身で調査・確認し、何らかの行動をとられる場合は専門家にも相談の上、ご自身の責任で判断していただきたい。

注 記

- 1) 2007年度知的財産マネジメント2-3小委員会、「グローバルな知的財産取引に伴う税務への対応」, 知財管理, pp.1057~1072, 2008年8月
- 2) 小林庸平他 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

「諸外国の法人税改革と日本への示唆」, 2015年2月6日

- 3) 「国・地方合わせた法人税率の国際比較」, https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm, 財務省ホームページ, 2015年11月30日閲覧
- 4) EY税理士法人, 「BEPSへの対応と我が国企業への影響に関する調査」, 平成25年度アジア拠点化立地推進調査等事業」, 2014年3月
- 5) 新日本有限責任監査法人, 「事業の中での知的財産権の貢献割合に関する調査研究報告書 平成25年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書」, 平成26年2月
- 6) 1978年度改正租税特別措置法
- 7) 村岡欣潤他, 「The Patent Box: 各国の Patent ボックス税制の概要」, 租税研究, pp.311~368, 2013年5月
- 8) 居波邦泰, 「国際的な課税権の確保と税源侵食への対応」(第1版), pp.4~7, 2014年7月20日, 中央経済社
- 9) OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, 「Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, ACTION 5: 2014 Deliverable」,
- 10) OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, 「Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5-2015 Final Report」, 2015年10月5日
- 11) JETROデュッセルドルフ事務所, 「英国政府, Patent ボックス税制の改正草案について意見募集を実施」, 2015年11月24日
- 12) 結城一政他, 「恩典を得るための条件は? 英国 Patent ボックス税制の利用上の注意点」, 旬刊経理情報 (No.1334), 2012年12月20日

(原稿受領日 2015年12月15日)